



福岡医発第 409 号 (地)

令和 6 年 5 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び
審査支払機関への情報提供等の対応について

令和 6 年度診療報酬改正に係る省令、告示、通知につきましては、令和 6 年 3 月 14 日付け福岡医発第 3130 号 (地) にてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、「令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について」が発出され、九州厚生局及び日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

令和 6 年度診療報酬改定に係る施設基準の届出については、令和 6 年 6 月から施設基準届出に係る診療行為点数を算定する場合、令和 6 年 5 月 2 日 (木) から令和 6 年 6 月 3 日 (月) までの届出期限とされておりますが、本年度の改定においては、前回改定を上回る届出書の提出が予測され、令和 6 年 5 月下旬以降に地方厚生 (支) 局の窓口が届出が集中し、混雑が予想されることから、特に、「医療 D X 推進体制整備加算」、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 及び (II)」及び「入院ベースアップ評価料」につきましては、可能な限り令和 6 年 5 月 17 日 (金) までの届出にご協力いただきたい旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 届出につきましては、窓口が混雑したことにより受理日が遅延する等の影響はないことを九州厚生局に確認しておりますことを申し添えます。
- 2) 各ベースアップ評価料の届出におきましては、厚生労働省ホームページを参照いただき、九州厚生局指導監査課届出専用メールアドレスあて、Excel ファイルによりご提出いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

記

<各ベースアップ評価料の届出について>

- 様式：厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



- 届出期限：令和6年5月2日（木）から令和6年6月3日（月）

※可能な限り令和6年5月17日（金）までの届出にご協力をお願いいたします。

- 届 出 先：書面による提出も可能ですが、可能な限り Excel ファイルを下記メールアドレス宛ご提出していただきますようご協力をお願いいたします。

メールアドレス：baseup-hyoukaryou40@mhlw.go.jp

書面による提出先

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 3-2-8 住友生命博多ビル 4F

九州厚生局 指導監査課 宛

以上

日医発第 238 号（保険）
令和 6 年 4 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び
審査支払機関への情報提供等の対応について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、「令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡は、令和 6 年度診療報酬改定に係る施設基準の届出については、令和 6 年 6 月から施設基準届出に係る診療行為点数を算定する場合、令和 6 年 5 月 2 日から令和 6 年 6 月 3 日までの届出期限とされておりますが、令和 6 年 5 月下旬以降に地方厚生（支）局等の窓口は届出が集中し、混雑が予想されることから、可能な限り令和 6 年 5 月 17 日までの届出にご協力いただきたい旨、またベースアップ評価料の届出については地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレスに、エクセルファイルを提出することにより行うこと等が示されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について

(令 6.4.19 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

令和6年4月22日

福岡県医師会長 様

九州厚生局指導監査課長

令和6年度診療報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

社会保険医療行政に推進につきましては、平素から多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度におきましては、診療報酬の改定年度となっており、その施行時期については、ご承知のとおり令和6年6月1日とされております。

例年、診療報酬改定におきましては、保険医療機関から大量の施設基準届出書（以下「届出書」という。）の提出がなされておりますが、本年度の改定におきましては、前回改定を上回る届出書の提出が予測されるところです。

つきましては、貴会会員に対し届出書の早期提出への協力を促していただくとともに、特に次の届出書につきましては、可能な限り5月17日（金）までに提出いただくよう、周知いただければ幸いに存じます。

- 基本診療料における「医療DX推進体制整備加算」
- 特掲診療料における「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）」
「入院ベースアップ評価料」

なお、令和6年6月1日から算定を開始する場合の該当届出書の提出は、令和6年5月2日（木）から同年6月3日（月）（必着）とされておりますので、ご留意願います。

また、各ベースアップ評価料の届出におきましては、厚生労働省ホームページを参照いただき、当課届出専用メールアドレスあて、Excel ファイルによるご提出について周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

厚生労働省HP；ベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び
審査支払機関への情報提供等の対応について

令和 6 年度診療報酬改定における施設基準については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 58 号）及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 59 号）が告示され、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 6 号）をもって、その手続き等の取扱いが示されたところである。

例年、診療報酬改定時においては、多数の施設基準の届出がなされ、令和 6 年度診療報酬改定においても、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）など多くの保険医療機関等において算定が見込まれる届出等をはじめ、多数の届出がなされることが見込まれる。

については、令和 6 年度診療報酬改定後の施設基準の届出に係る審査等が確実に実施され、診療報酬請求が円滑に行われるよう、保険医療機関等からの施設基準の届出及び審査支払機関への施設基準の情報提供等に係る対応を下記のとおりとしたので、その取扱いについて遺漏なきよう御対応をお願いするとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 保険医療機関等からの施設基準の届出に関する事項

（1） 共通事項

ア 令和 6 年度診療報酬改定に係る施設基準の届出については、令和 6 年 6 月から施設基準届出に係る診療行為点数を算定する場合、令和 6 年 5 月 2 日から令和 6 年 6 月 3 日までの届出期限とされているが、令和 6 年 5 月下旬以降に地方厚生（支）局等の窓口は届出が集中し、混雑が予想されることから、可能な限り令和 6 年 5 月 17 日までの届出に協力いただきたいこと。

ただし、令和6年6月診療分の施設基準の届出に係る電子申請は令和6年5月20日から受付開始となることに留意すること。

イ 届出に当たっては、「令和6年度診療報酬改定に係る施設基準届出チェックリストの送付について」（令和6年3月25日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添のチェックリストを活用すること。

（２） ベースアップ評価料に係る事項

ア 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）並びに入院ベースアップ評価料の届出（以下「ベースアップ評価料に係る届出」という。）については、保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレス（※１）に、エクセルファイルを提出することにより行うこと（※２）。自ら管理するメールアドレスを有しない等の事情がある場合には、書面による提出を妨げない。

※１ 地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定されたメールアドレスについては各地方厚生（支）局のホームページを参照すること。

※２ ベースアップ評価料に係る届出以外の届出については、メールでの提出ではなく、従前どおり書面による届出又は電子申請によること。

イ ベースアップ評価料に係る届出の記載方法の詳細については、以下を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

【QRコード】



2. 地方厚生（支）局における審査支払機関への施設基準の情報提供等に関する事項

（１） 共通事項

ア 令和6年5月中に受け付けた令和6年6月診療分の施設基準届出については速やかに審査を進めること。

イ 令和6年6月診療分の施設基準届出については、同年6月1日（土）8時から医療システムへの入力が可能となること。詳細については、「令和6年度診療報酬改定に伴う保険医療機関等管理システムの改修方針等について」（令和6年4月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）を参照すること。

ウ 次に掲げる期日までに、次に掲げる施設基準を審査支払機関へ情報提供すること。

(イ) 令和6年6月14日(金)

令和6年5月中に審査が完了した施設基準(第1弾)

(ロ) 令和6年6月21日(金)

令和6年6月3日までに受け付けた全ての施設基準(第2弾)

エ 審査支払機関から施設基準に関する照会があった場合は速やかに対応すること。

オ ウの期日等については、地方厚生(支)局と審査支払機関において、必要に応じ、地域の実情を踏まえた調整を行うこと。なお、ウの期日を後ろ倒しする調整を行う場合は、その理由を厚生労働省保険局医療課へ連絡すること。

(2) ベースアップ評価料に係る事項

ア 各地方厚生(支)局は、管下の保険医療機関等からのベースアップ評価料に係る届出に係る届出数について、進捗を管理し、随時厚生労働省保険局医療課及び審査支払機関に情報提供を行うこと。

イ 各地方厚生(支)局は、それぞれベースアップ評価料に係る届出を一覧表に集約した上で、随時厚生労働省保険局医療課に提出すること。なお、一覧表への集約方法については、別途お示しする。